

障害のある方に対する減免のお知らせ (自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割)

兵庫県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります）の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免を実施しています。

※令和元年10月1日からの改正内容

- ・自動車税は自動車税種別割に名称変更。
- ・自動車取得税の廃止、自動車税環境性能割（県税）及び軽自動車税環境性能割（市町税）の新設（軽自動車税環境性能割（市町税）は、当分の間、県が賦課徴収し、減免申請の受付も県が実施。）。
- ・令和元年10月1日以降に新車新規登録された自家用自動車（初度登録令和元年10月1日以降）の自動車税種別割の税率変更による減免限度額の変更（4ページをご覧ください）。

減免の対象となる自動車

障害のある方（以下「障害者」）の移動手段としてもつばら継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。なお、減免できる自動車は障害者1人に対して1台（軽自動車を含む）までで、運転者が重複しない場合に限ります。

- 1 障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
- 2 障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

※減免対象外の自動車

- ・兵庫県が今年度分の自動車税種別割を減免申請者に対して課税していない自動車（今年度の4月1日以降に県外転入した自動車又は移転登録した自動車など。減免申請者に対する翌年度課税分から減免対象。）、又は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が課税されない自動車（非課税又は免税点以下の自動車など）
- ・納税義務者が法人の自動車
- ・上記1・2に該当する自動車のうち、申請時に障害者が入院や福祉施設等に入所している場合（減免申請時の現況によるため、障害者のために過去使用していた場合や、将来において障害者のために使用する予定である状況では、減免することができませんのでご注意ください。）

減免申請の手続き（※代理の方による申請も可能です）

1 自動車税種別割

① 新しく自動車を購入（取得）される場合

申請時期…自動車を登録される時（自動車税種別割の納期限後であっても申請することができます。

この場合は月割りの減免となります。2ページの③をご覧ください

申請場所…自動車税審査・納税証明課（9ページ参照）

※ 年度途中で移転登録により自動車を取得された場合は、その翌年度分から下記②により減免申請の手続きを行ってください。

② 既に所有している自動車について、新たに自動車税種別割の減免を受ける場合又は既に減免を受けている自動車について、減免理由に変更が生じた場合

申請時期…4月1日から自動車税種別割の納期限まで ※ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として申請時期を令和2年6月30日まで延長します。

（新たに減免を受ける場合は、申請期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。2ページの③をご覧ください）

申請場所…登録地を管轄する県税事務所（9ページ参照）

※ 他の都道府県のナンバーから神戸・姫路ナンバーに変更された場合は、その年度は本県での自動車税種別割の納税義務が生じないため、翌年度に減免申請をしてください。

③ 減免申請期限（令和2年度は令和2年6月30日）後に減免申請する場合

年度の途中で身体障害者手帳等の交付を受け減免事由に該当することになった等（※）の場合は、その年度の2月末日まで、随時自動車税種別割の減免申請書を受理し、申請の翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額（限度額の月割相当額まで）を減免します。ただし、減免の申請をできるのは、自動車税種別割の納税義務がある場合に限りです。

申請時期・・・自動車税種別割の申請期限の翌日から当該年度の2月末日まで随時

申請場所・・・登録地を管轄する県税事務所（9ページ参照）

※ 減免事由に該当していたが、減免申請期限までに、申請書の提出がなかった場合を含みます。

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

申請時期・・・自動車を登録される時

申請場所・・・自動車税審査・納税証明課及び軽自動車税審査課（9ページ参照）

<ご注意>自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、期限後に申請されても減免を受けることはできませんので、必ず自動車を登録される時に減免の申請をしてください。

減免申請に必要な書類

（※既に所有している自動車について申請される場合は、下記必要書類を提出する際に、減免申請される自動車の登録番号を必ずお伝えください。）

必要書類	運転・所有形態	障害者本人所有			家族所有		
		本人運転	家族運転		常時介護者運転 ※9	本人または家族運転	
			同居	別居		同居	別居
減免申請書	※1	○	○	○	○	○	○
手帳（原本）	※2・3	○	○	○	○	○	○
納税義務者の印鑑（認印可）		○	○	○	○	○	○
運転免許証（原本）		○	○	○	○	○	○
住民票（原本）	※4	/	○	○	○	○	○
扶養関係確認書類（原本）	※5	/	/	○	/	/	○
障害者自身および生計を一にする者全員が当該年度の軽自動車税種別割の減免を受けていないことの証明書	※6	○	○	○	○	○	○
常時介護の申立書	※7	/	/	/	○	/	/
既に減免を受けていた自動車を移転・抹消登録した場合は、移転・抹消登録が確認できる車検証等（写し）	※8	○	○	○	○	○	○

<ご注意>自動車の登録を行ってから1カ月以内に自動車税種別割の減免申請をされる場合は、その自動車の車検証（写し）を提示してください。

- ※1 兵庫県のホームページからダウンロード可能です。また、県税事務所等でも配布しています。
- ※2 複数の手帳の交付を受けている場合（例：身体障害者手帳と療育手帳）は、お持ちの手帳をすべて提示してください。
- ※3 現在、障害者手帳等の交付申請中である場合は、減免を受けることはできません。
- ※4 所有者、障害者、運転者の住民票（当該年度に発行された3ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）。
- ※5 所有者、障害者、運転者のいずれかが別居の場合、直近の健康保険証、源泉徴収票、税申告書の写し等、扶養関係を確認できる書類（民生委員の証明書は不可）。なお、住民票の世帯が別であっても、同一住所であれば同居とみなしますので、この書類は不要です。

※6 市（区）役所、町役場で発行しています。ただし、障害者手帳等に軽自動車税種別割を減免している旨の表示を行う市町にあっては、この証明書は原則として不要です。

また、申請期限後に申請する場合で、年度当初に軽自動車税種別割の減免を受けており、当該軽自動車を移転・抹消登録を行っている場合は、当該軽自動車の移転・抹消登録がわかる書類の提出に代えることができます。

※7 常時介護の場合は申立書が必要です（兵庫県のホームページからダウンロード可能です）。

※8 兵庫県で減免を受けていた登録車で、移転・抹消登録から1週間以上経過している場合は、移転・抹消登録が確認できる車検証等（写し）は不要です。

※9 常時介護者運転について

①障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車が対象です。

障害者のみの世帯とは、重度下肢等障害者又は精神障害者（6、7ページの表中、本人所有家族運転・常時介護者運転で対象となっている方）のみで構成されている世帯をいいます。

②障害者のみの世帯である場合、減免申請される障害者の方以外の障害者の方の手帳も提示してください。

③申請には、障害者の世帯全員および常時介護者の住民票（当該年度に発行されて3ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）が必要です。

減免する額

1 自動車税種別割

(1) 限度額

減免を受ける自動車を総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の乗用車とみなした場合に課す自動車税種別割額を減免の限度額とします。限度額を超える自動車をお持ちの方は、限度額を超える部分についての自動車税種別割を負担していただくことになります。

(2) 減免割合

障害の程度等に応じて1/2減免となる場合があります。（6、7ページをご覧ください）。

※1/2減免の対象となる方の減免額は、限度額も1/2となります。

◆ 自動車税種別割の減免限度額表（新車新規登録が令和元年9月30日以前の自動車）

(ア) 総排気量が1.5リットル超の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（+15%）	軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	39,500円	45,400円	20,000円	10,000円
営業用	9,500円	10,900円	5,000円	2,500円

(イ) 総排気量が1.0リットル超1.5リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（+15%）	軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	34,500円	39,600円	17,500円	9,000円
営業用	8,500円	9,700円	4,500円	2,500円

(ウ) 総排気量が1.0リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（+15%）	軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	29,500円	33,900円	15,000円	7,500円
営業用	7,500円	8,600円	4,000円	2,000円

※（ア）～（ウ）について、

- ・ 月割により減免する場合は、限度額の範囲内で月割により算定した額となります。
- ・ 1/2減免の場合は、限度額の範囲内で算定した税額の1/2となります。

◆ 自動車税種別割の減免限度額表（新車新規登録が令和元年10月1日以降の自動車）

令和元年10月1日以降に新車新規登録された自家用乗用車の自動車税種別割の税率が引き下げられています。それに伴い、種別割の減免限度額も変更となります。

※営業用は税率変更がありませんので、減免限度額も従来と同額となります。

(ア) 総排気量が1.5リットル超の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	36,000円	18,000円	9,000円
営業用	9,500円	5,000円	2,500円

(イ) 総排気量が1.0リットル超1.5リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	30,500円	15,500円	8,000円
営業用	8,500円	4,500円	2,500円

(ウ) 総排気量が1.0リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	25,000円	12,500円	6,500円
営業用	7,500円	4,000円	2,000円

※ (ア) ~ (ウ) について、

- ・ 月割により減免する場合は、限度額の範囲内で月割により算定した額となります。
- ・ 1/2減免の場合は、限度額の範囲内で算定した税額の1/2となります。

◆ 新車新規登録が令和元年10月1日以降の自動車で減免限度額を超える場合の自己負担額の増額

令和元年10月1日以降に新車新規登録された自家用乗用車は自動車税種別割の税率が引き下げられます。ただし、区分毎に引き下げられる税率が異なることから、減免限度額を超える自動車の場合、新車新規登録が令和元年9月30日以前の自動車と比べ、同じ排気量の自動車に買い換え等を行った場合でも自己負担額が増額となります。

また、自家用車のうち、乗用車以外は、税率変更はありませんが、減免限度額が引き下げられることから、自己負担額が増額となります。

【参考例示】全額減免（減免限度額まで）の場合の自己負担額

（単位：円）

区分 (自家用乗用車)	新車新規登録令和元年9月以前			新車新規登録令和元年10月以降			自己 負担額 の増額
	税額	減免 上限額	自己 負担額	税額	減免 上限額	自己 負担額	
2000cc 超～2500cc 以下	45,000	39,500	5,500	43,500	36,000	7,500	2,000
2500cc 超～3000cc 以下	51,000	39,500	11,500	50,000	36,000	14,000	2,500
3000cc 超～3500cc 以下	58,000	39,500	18,500	57,000	36,000	21,000	2,500
3500cc 超～4000cc 以下	66,500	39,500	27,000	65,500	36,000	29,500	2,500
4000cc 超～4500cc 以下	76,500	39,500	37,000	75,500	36,000	39,500	2,500
4500cc 超～6000cc 以下	88,000	39,500	48,500	87,000	36,000	51,000	2,500
6000cc 超	111,000	39,500	71,500	110,000	36,000	74,000	2,500

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

220 万円に当該自動車に課すべき自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率（※1）を乗じて得た額を減免の限度額とします。

なお、障害者の利用に供するためまたは障害者が運転するための特別の仕様または装置の変更（※2）を行った場合は、変更に必要な額に220万円を加算した額に当該自動車に課すべき自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額を減免の限度額とします。

ただし、障害の程度に応じて1/2減免の対象となる方（6、7ページをご覧ください）は、上記により算定した税額の1/2が限度額となります。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税額が限度額を超える自動車を取得された場合は、限度額を超える自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割をご負担いただきます。

※1 自動車の燃費性能等により税率が異なります。

※2 障害者のための特別の仕様または装置の変更とは、例えば、車いすをご利用の障害者のために、車いすの昇降装置等の設置のために自動車の構造を変更した場合などです。

減免対象者の範囲と減免割合

下表の「全額」、「1/2」は減免割合を示しています。減免割合が「全額」であっても、税額が減免限度額を超える場合は、差額分をご負担いただきます（3ページ参照）。

障害の区分	障害の程度	本人所有		家族所有	
		本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
視覚障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2
	4級の1（※1）	全額	全額	1/2	1/2
	4級の2、4級の3（※1）	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
聴覚障害	2～3級	全額	全額	1/2	1/2
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
平衡機能障害	3級	全額	全額	1/2	1/2
	5級	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
音声機能障害	3級（喉頭摘出）	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第2項症（喉頭摘出）	全額	1/2	1/2	1/2
上肢不自由	1級	全額	全額	1/2	1/2
	2級の1、 2級の2（※2）	全額	全額	1/2	1/2
	2級の3、 2級の4（※2）	1/2	1/2	1/2	1/2
	3級	1/2	1/2	1/2	1/2
	4～6級	1/2	×	×	×
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
	第4～第5項症	1/2	1/2	1/2	1/2
	第6項症及び 第1～第3款症	1/2	×	×	×
下肢不自由	1～2級	全額	全額	1/2	1/2
	3級の1（※3）	全額	全額	1/2	1/2
	3級の2、 3級の3（※3）	全額	1/2	1/2	1/2
	4～6級	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
	第4～第6項症及 び第1～第3款症	全額	1/2	1/2	1/2

減免対象者の範囲と減免割合 (前頁の表の続き)

障 害 の 区 分		障害の程度	本人所有		家族所有	
			本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
体 幹 不 自 由		1～3級	全額	全額	1/2	1/2
		5級	全額	1/2	1/2	1/2
		特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
		第5～第6項症及 び第1～第3款症	全額	1/2	1/2	1/2
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級	全額	全額	1/2	1/2
		2級(両上肢)	全額	全額	1/2	1/2
		2級(1上肢のみ)	1/2	1/2	1/2	1/2
		3級	1/2	1/2	1/2	1/2
	4～6級	1/2	×	×	×	
	移動機能	1～2級	全額	全額	1/2	1/2
		3級(両下肢)	全額	全額	1/2	1/2
		3級(1下肢のみ)	全額	1/2	1/2	1/2
4～6級		全額	1/2	1/2	1/2	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害		1級・3級	全額	全額	1/2	1/2
		4級	1/2	1/2	1/2	1/2
		特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
		第4～第5項症	1/2	1/2	1/2	1/2
肝臓機能障害		1～3級	全額	全額	1/2	1/2
		特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	全額	全額	1/2	1/2
療育手帳の交付を受けている方		重度(A)	—	全額	—	全額
		中度(B1)	—	1/2	—	1/2
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方		1級	—	全額	—	全額

- 網掛け部分は障害者が18歳未満の場合に限り、全額減免となります。
- 二重線で囲んでいる部分は戦傷病者手帳の交付を受けている方の対象範囲です。ただし、戦傷病者手帳の旧第3款症は現行の第4款症に該当し、対象外ですのでご注意ください。
- 表中の※1～3の場合や、表にあてはまらない等級が身体障害者手帳等に記載されている場合(2つ以上の障害が重複する場合等)は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者程度等級表」等により判断する必要がありますので、減免の対象となるかどうかについて県税事務所までご確認ください。
 - ※1：(例)視覚障害4級で、「視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの」の場合・・・「4級の1」
 - (例)視覚障害4級で、「周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」の場合・・・「4級の2」
 - (例)視覚障害4級で、「両眼開放視認点数が70点以下のもの」の場合・・・「4級の3」
 - ※2：(例)上肢不自由2級で、「両上肢の機能の著しい障害」がある場合・・・「2級の1」
 - (例)上肢不自由2級で、「両上肢のすべての指を欠く」場合・・・「2級の2」
 - (例)上肢不自由2級で、「1上肢を上腕の2分の1以上で欠く」場合・・・「2級の3」
 - (例)上肢不自由2級で、「1上肢の機能を全廃した」場合・・・「2級の4」

※3：(例) 下肢不自由3級で、「両下肢をショパール関節以上で欠く」場合・・・「3級の1」

(例) 下肢不自由3級で、「1下肢を大腿の2分の1以上で欠く」場合・・・「3級の2」

(例) 下肢不自由3級で、「1下肢の機能を全廃した」場合・・・「3級の3」

●現在、手帳を交付申請中の方は、減免を受けることはできません。

自動車税・自動車税種別割については、手帳交付を受けた後に減免申請をしていただければ、減免申請期限後であっても、申請の翌月以後の月数に応じて減免しますが、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、手帳交付が減免申請期限後となった場合は、減免申請をしていただいても減免することができませんので、ご注意ください。

詳しくは県税事務所の自動車税課税担当課へお問い合わせください（9ページ参照）。

○自動車税種別割の問い合わせ先

県税事務所	所在地	電話	担当地域
神戸※	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(直) (078)647-9158	神戸市東灘区、灘区、中央区、 兵庫区、北区
		(直) (078)647-9157	神戸市長田区、須磨区、 垂水区、西区
西宮	〒662-8503 西宮市櫛塚町2-28	(直) (0798)39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	〒664-8522 伊丹市千僧1-51	(直) (072)785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
加古川	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(直) (079)421-9271 (代) (079)421-1101	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
加東	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(直) (0795)42-9331 (代) (0795)42-5111	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路	〒670-0947 姫路市北条1-98	(直) (079)281-9104 (代) (079)281-3001	姫路市、神河町、市川町、 福崎町
龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(直) (0791)63-5130 (直) (0791)63-5129	相生市、赤穂市、たつの市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町
豊岡	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(直) (0796)26-3628 (代) (0796)23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
丹波	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(代) (0795)72-0500 (直) (0795)73-3746	丹波篠山市、丹波市
洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(直) (0799)26-2032 (代) (0799)22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 神戸県税事務所と西神戸県税事務所は統合のうえ、令和元年9月9日に新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町5-1-32）に移転しました。

○自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の問い合わせ先

自動車の種別	県税事務所	所在地	電話
自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 自動車税審査・納税証明課	神戸市東灘区魚崎浜町33 (兵庫県自動車会館内)	(078)441-0305
		神戸県税事務所 自動車税資料課	神戸市長田区二葉町5-1-32
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車税審査・納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町3323	(079)233-8260
		姫路県税事務所 自動車税資料課	姫路市北条1-98
軽自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 軽自動車税審査課	神戸市東灘区御影本町1-5-5 (兵庫県軽自動車会館内)	(078)822-6050
		姫路県税事務所 自動車税審査・納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町3323

○申請書等のダウンロードの方法

兵庫県ホームページ → 暮らし・教育 → 生活 → 税金・公金収納
→ 県税のあらまし → 申請書等ダウンロード

<http://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/navi/proclList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=342>

